

旧希望が丘ポンプ所用地 建物等解体条件付き 公有財産売却 一般競争入札実施要領

[令和6年4月]

大分市上下水道局

経営企画課 管財担当班

〒870-0045

大分市城崎町一丁目5番20号

電話：097-538-2424

FAX：097-535-1241

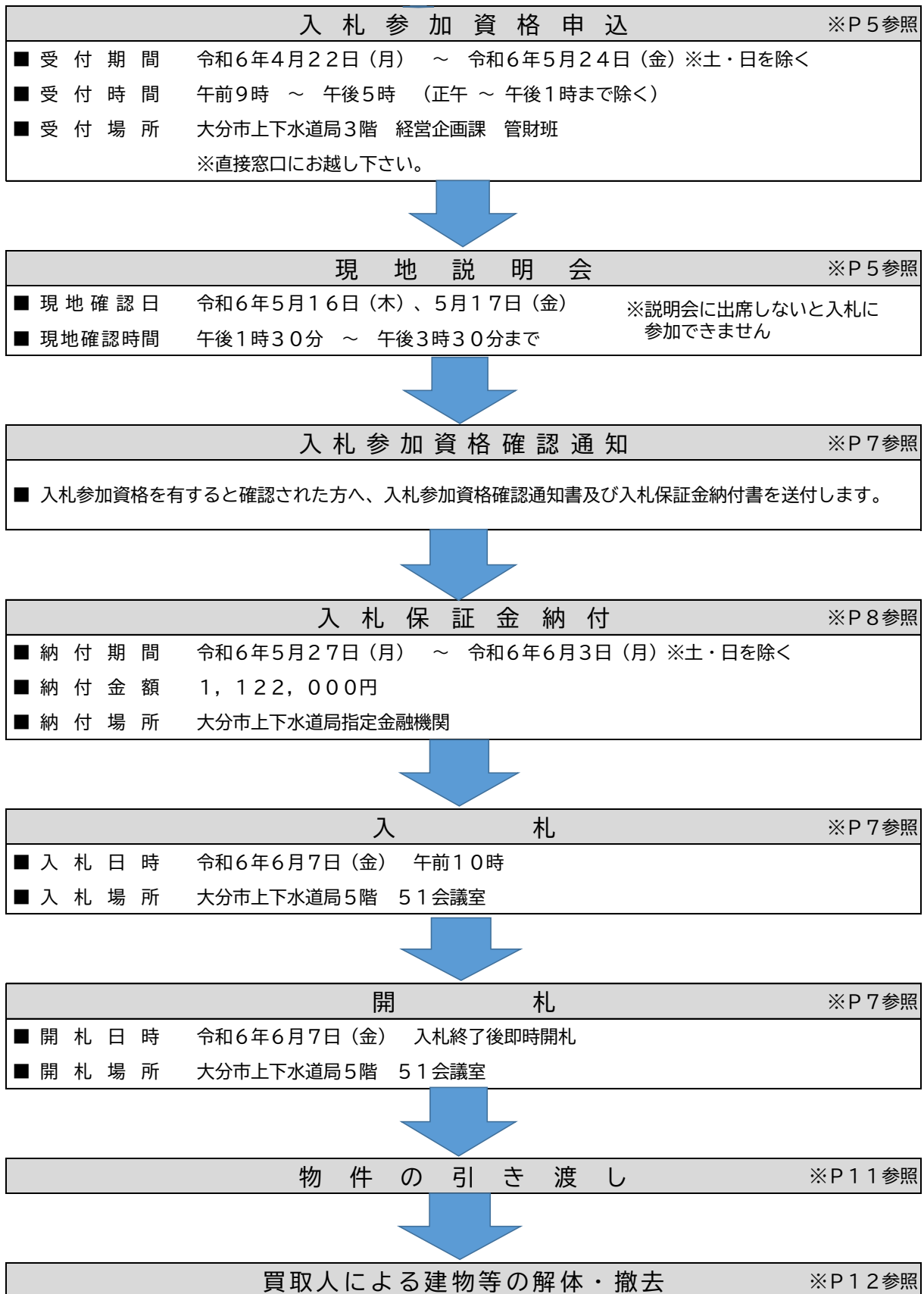
E-mail：sk-kanzai@city.oita.oita.jp

市HP：<https://www.city.oita.oita.jp>

目 次

| | | |
|-----|--|----|
| I | 「建物等解体条件付き公有財産売却一般競争入札」による 公有財産売却等の流れ・・・・・・・・ | 1 |
| II | 実施要領 | |
| 1 | 入札の概要・・・・・・・・ | 2 |
| 2 | 売却物件・・・・・・・・ | 2 |
| 3 | 売却条件・・・・・・・・ | 4 |
| 4 | 予定価格等・・・・・・・・ | 4 |
| 5 | 参加資格・・・・・・・・ | 5 |
| 6 | 申込手順・・・・・・・・ | 5 |
| 7 | 入札及び開札・・・・・・・・ | 7 |
| 8 | 契約の締結・・・・・・・・ | 10 |
| 9 | 契約保証金の取扱い・・・・・・・・ | 10 |
| 10 | 売買代金の支払方法と納期限・・・・・・・・ | 10 |
| 11 | 建物等解体撤去負担金の支払方法と支払時期・・・・・・・・ | 11 |
| 12 | 売買物件の所有権移転及び費用負担・・・・・・・・ | 11 |
| 13 | 売買物件の買戻し・・・・・・・・ | 11 |
| 14 | 建物等解体撤去に関する条件及び制限等・・・・・・・・ | 12 |
| 15 | その他・・・・・・・・ | 13 |
| 16 | 函面等（別紙）・・・・・・・・ | 13 |
| 17 | 関係法令・・・・・・・・ | 14 |
| III | 契約書 | |
| 1 | 建物等解体条件付き公有財産売買契約書（案） | |
| IV | 様式集 | |
| 1 | 質問書 | |
| 2 | 入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書 | |
| 3 | 誓約書 | |
| 4 | 委任状 | |
| 5 | 入札辞退届 | |
| 6 | 入札参加資格確認通知書 | |
| 7 | 入札書 | |

I 「建物等解体条件付き公有財産売却一般競争入札」による公有財産売却等の流れ



II 実施要領

1 入札の概要

(1) 建物等解体条件付き公有財産売却一般競争入札

旧希望が丘ポンプ所用地を現状有姿のまま売却し、併せて、売却用地内に存置された施設（建物、工作物、地下埋設物等（以下「建物等」という。））を解体・撤去していただくものです。

(2) 予定価格（公表）

ア 予定価格以上で最高額で入札した方と契約します。

イ 大分市上下水道局では、土地売却価格から建物等解体撤去費用を差し引いた金額を予定価格として設定しています。

(3) 建物等解体条件付き市有財産売買契約の締結

契約書は「建物等解体条件付き公有財産売買契約書」になり、主な内容は次のとおりとなります。

| | | |
|-------------------|----------------------------------|---------------|
| 落札額 | 落札額が0円以下（マイナス） | 落札額が1円以上（プラス） |
| 売買代金 | 無 | 契約時に一括納付 |
| 入札保証金 | 1,122,000円 | |
| 契約保証金 | 2,244,000円 (入札保証金を充当し上記金額とする) | |
| 引渡し時期 | 本契約締結以降 | |
| 建物解体着手時期 | 本契約締結以降 | |
| 建物等解体撤去期限 | 本契約締結日から令和7年3月31日まで | |
| 負担金（建物等解体撤去費用不足分） | 解体撤去完了後、支払い (落札額が0円以下の場合のみ) | 無 |
| 違約金 | 2,244,000円 | |
| 所有権移転登記 | 解体撤去完了以降 | 売買代金完納の時 |

2 売却物件

(1) 土地の所在地番等（図面等：別紙1）

| 所在地番 | 地目 | 登記地籍 | 実測面積 |
|-------------------|------|------|---------|
| 大分市希望が丘一丁目1055番43 | 水道用地 | 995㎡ | 995.36㎡ |

ア 本物件は、旧希望が丘ポンプ所用地です。

イ 旧希望が丘ポンプ所の施設（建物、工作物、地下埋設物等）が存置されています。

ウ 現状有姿での引渡しとなります。

(2) 都市計画規制等

・都市計画区域 大分都市計画区域

・区域区分 市街化区域

・用途地域 第1種低層住居専用地域

| | | | |
|------|-----|------|------|
| 建ぺい率 | 50% | 容積率 | 100% |
| 高さ制限 | 10m | 壁面後退 | 1m |

・風致地区 第4種風致地区

| | | | |
|------|-----|-------|-----|
| 建ぺい率 | 40% | 高さ制限 | 15m |
| 壁面後退 | 2m | その他後退 | 1m |
| 緑化率 | 20% | | |

・宅地造成規制区域 大分市宅地造成規制区域

・屋外広告物情報 屋外広告物禁止地域 禁止地域（用途地域）

・立地適正化計画 居住推奨区域

・景観エリア情報 自然公園・風致地区等エリア

(3) 建物等（図面等：別紙2）

当該用地には次の施設が存置されており、売却物件と一体のものとして引渡しの対象となります。したがって、買受人が建物等の解体及び撤去工事を実施してください。

別紙2に示す以外の建物等の存置が判明したときに生じる撤去費用は、買受人の負担とします。

| No. | 建物等の名称 | 構造用途 | 延床面積(m ²) | 備考 |
|-----|---------|---------------|-----------------------|----|
| 1 | 電気・ポンプ室 | 鉄筋コンクリート造平屋建て | 52.50 | |
| 2 | 受水槽 | | 105.82 | |

(4) 敷地境界（図面等：別紙4）

本物件の隣接地等との境界確認については、本市において実施済です。

(5) 埋蔵文化財

本物件の土地は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第93条に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地には指定されておりません。

(6) 土壌汚染

土地履歴調査及び土壌汚染調査は実施していないことから、買受人により調査が必要と

判断された場合は、買受人の費用負担により調査、対応を行ってください。

(7) 越境物

なし

(8) その他

土地及び建物等の状況については、必ず現地確認を行ってください。

3 売却条件

(1) 用途の制限

本物件について、次に掲げる事項に供することはできません。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の用途

(2) 本物件の引渡し

本物件は、買受人が建築物等の解体及び撤去を行うという条件付きでの売却を行うもので、現状有姿のまま引き渡します。

(3) 指定期日

建物等の解体及び撤去の完了期日は、令和7年3月31日までとします。

4 予定価格等

(1) 予定価格

① 土地売却価格（非課税）

22,440,000円

② 建物等解体撤去費用（税込）

41,471,100円

③ 予定価格（①－②）

▲19,031,100円

(2) 入札額における最低額及び限度額

次の要件を全て満たす必要があり、一つでも満たない場合、入札は無効とします。

ア 土地売却価格は、表示額（22,440,000円）を最低額とし、最低額を超える額で見積ること。

イ 建物等解体撤去費用は、表示額（４１，４７１，１００円）を限度額とし、限度額を超えない額で見積もること。

5 参加資格

次のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当すると認められる方
- イ 大分市税を滞納している方
- ウ 大分市の水道料金を滞納している方
- エ 日本語を完全に理解できない方
- オ 大分市上下水道局が定める本実施要領の内容を承諾せず、順守できない方
- カ 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員
- ク 暴力団員が役員となっている事業者
- ケ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- コ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約または資材、原材料の購入契約などを締結している者
- サ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
- シ 役員などが暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- ス 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- セ キからスまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人
- ソ その他、大分市上下水道局が契約の相手として不相当と判断した方

6 申込手順

(1) 実施要領その他関係資料の配布

- ア 配布期間 : 令和6年4月22日（月）から令和6年5月24日（金）まで
- イ 配布方法 : 大分市ホームページからダウンロードできます。

(2) 現地確認（現地説明会の開催）

大分市上下水道局職員立会いによる入札参加希望者の現地説明会出席を必須とします。職員立会いによる現地説明会に出席しない場合は、入札に参加することができません。

- ア 開催日時 : 令和6年5月16日（木）午後1時30分から午後3時30分まで
令和6年5月17日（金）午後1時30分から午後3時30分まで
（どちらかの説明会への参加が必須です。）

- イ 開催場所 : 大分市希望が丘一丁目1055番地43 (図面等:別紙1)
現地集合、現地解散のため、交通手段は各自で確保してください。
(駐車場はありません。)

(3) 質問の受付

実施要領の内容や売却物件に関する質問を受付、回答します。

- ア 受付期間 : 令和6年4月22日(月)から令和6年5月20日(月)
午前9時から午後5時まで
- イ 質問方法 : 受付期間内に、質問書(様式)により電子メール又はファックスにて
下記までお問合せください。電話での個別の質問にはお答えできません。
- 連絡先 : 大分市城崎町一丁目5番20号
大分市上下水道局 上下水道部 経営企画課 管財担当班
- T E L : 097-538-2424
F A X : 097-535-1241
E-mail : sk-kanzai@city.oita.oita.jp
- ※ 受付期間以外の質問については受付を行いません。
※ 回答は原則3日以内にホームページに掲載します。

(4) 参加申請書類の提出等

申請書類の提出は、次の事項に従い、必ず持参により提出してください。郵便、信書
便、ファックス、電子メール等での提出は不可とします。

- ア 受付期間 : 令和6年4月22日(月)から令和6年5月24日(金)まで
(土日祝日を除く)
- イ 受付時間 : 午前9時から午後5時(正午から午後1時を除く)
- ウ 提出先 : 大分市上下水道局 本庁舎3階 経営企画課 管財担当班
- エ 提出書類

次の①から④までの書類を提出してください。

なお、①、③、④については、様式集にある様式を使用し提出してください。

- ① 公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書
- ② 住民票の写し(法人の場合は登記事項証明書)
- ③ 誓約書
- ④ 委任状(代理人が入札に参加する場合)

オ 留意事項(申請書類提出に関する事項)

- ① 受付期間経過後の申請書類の内容変更は認めません。

なお、申請書類の不備も含めて期限までに必要な書類が整わない場合は、受付ができませんので、余裕をもって提出してください。

- ② 申請に要する費用は、申請者の負担とします。
- ③ 申請書類に使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるものとし、使用する通貨は日本円とします。
- ④ 申請書類は、理由の如何にかかわらず返却しません。
- ⑤ 公文書公開の必要性から、個人情報以外の申請書類や申請内容を公表する場合があります。
- ⑥ 申請書類を提出した方、又は、提出する方は現地説明会への参加が必須となります。（説明会に参加しない方は、入札に参加できません。）

(5) 入札参加資格確認の通知

参加申請書類提出期限の翌日から起算して5日以内（土日祝日を除く）に申請があった方あてに「入札参加資格確認通知書」（参加の可否について）を送付します。入札参加有資格者は、「入札参加資格確認通知書」を入札会場に持参してください。

(6) 個人情報の取扱い

申請者から提出のあった参加申請書、その他申請書類に記載された個人情報については、本入札事務のみに使用します。

7 入札及び開札

(1) 入札及び開札【入札終了後、即時開札】

- ア 日時：令和6年6月7日（金） 午前10時
- イ 場所：大分市上下水道局本庁舎内（入札参加資格確認通知書で詳細をお知らせいたします。）

ウ 提出書類等

- ① 入札書
 - ② 委任状
 - ③ 入札参加資格確認通知書（提示のみ）
 - ④ 入札保証金納入通知書兼領収書（提示のみ）
- ※ ①～②について、様式集の様式を使用してください。

エ 提出方法：入札書は封かんして提出してください。

オ 注意事項：様式集以外の委任状及び入札書は無効とします。

① 入札金額

- ・ 入札金額は、「土地売却価格」から「建物等解体撤去費用」を差し引いた金額を記載してください。
- ・ 記載する金額がマイナスとなる場合は「-」又は「▲」で表示してください。
- ・ 様式集にある入札書に積算の内訳を記載してください。

② その他

- ・ 開札は、上記時間を厳守して行います。
- ・ 入室の際、「入札参加資格確認通知書」の確認を行いますので必ず通知書を持参してください。また、代理人が出席の場合は、委任状が必要となりますので、事前に準備してください。

(2) 入札保証金の納付及び還付等

ア 入札保証金の納付

- ① 入札にあたっては、1,122,000円の入札保証金の納付が必要です。
- ② 「入札参加資格確認通知書」と一緒に、納付書を送付しますので、令和6年5月27日（月）午後3時までに大分市上下水道局指定金融機関の窓口で納付してください。
- ③ 入札保証金を納付すると、金融機関から領収印を押印した納入通知書兼領収書が返却されます。領収書は、入札の際の提出書類として必要となりますので、大切に保管してください。
- ④ 入札保証金の納付を確認するため、大分市上下水道局経営企画課あて領収書の写しをFAX又はメールしてください。

FAX 番号 : 097-535-1241

E-mail : sk-kanzai@city.oita.oita.jp

イ 入札保証金の還付

- ① 入札保証金は、落札者を除き、入札者が指定する金融機関の口座への振込みにより還付します。還付先の口座は、様式集にある「入札保証金返還請求書兼口座振込依頼書」へご記入のうえ提出してください。
なお、還付には入札終了後、4週間程度かかりますので、あらかじめご了承ください。
- ② 還付する入札保証金には、利息は付しません
- ③ 落札者の納付した入札保証金は、充当依頼書に基づいて契約保証金に全額充当します。

(3) 辞退届の提出

入札参加者は辞退届を提出することで、入札に参加しないことができます。様式集の辞退届を持参にて提出してください。

なお、郵便、信書便、ファックス、電子メール等での提出は不可とします。

ア 受付期間 : 令和6年5月27日（月）から令和6年6月6日（木）

（土日祝日を除く）

イ 受付時間 : 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く）

ウ 提出先 : 大分市上下水道局 本庁舎3階 経営企画課 管財担当班

(4) 無効の要件

大分市契約事務規則（昭和39年規則第12号）第32条に規定するもののほか、次に定める事項のいずれかに該当する場合は、入札を無効とします。

- ア 様式集以外の入札書を提出した入札
- イ 予定価格を下回る入札
- ウ 土地売却価格が、表示額（22,440,000円）を下回る入札
- エ 建物等解体撤去費用が、表示額（41,471,100円）を超える入札
- オ 入札金額と積算内訳の合計金額が相違する入札
- カ 入札金額に対する聞き取り調査において、正当な理由なく拒んだとき
- キ アからカまで定めるもののほか、実施要領に特に指定した事項に違反したとき

(5) 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはなりません。

(6) 入札の中止等

- ア 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがあります。
- イ 天災地変等のやむを得ない理由が生じたときは、入札の執行を中止することがあります。

(7) 落札者の決定方法

予定価格より負の値が最も小さい金額を提示した者を落札者とします。

なお、正の値の金額で入札があった場合は、正の値が最も大きい金額を提示した者を落札者とします。

(8) くじ

落札者となる同価格の入札者が二者以上あるときは、直ちに「くじ」によって落札者を決定します。この場合、同価格で見積した方は全て「くじ」を引くことになり辞退はできません。

(9) 入札結果の公表

入札の結果内容を公表することについて了承のうえ入札に参加してください。公表の概要は次のとおりです。

- ア 公表時期
落札者が決定後、速やかに公表します。

イ 公表内容

落札者の名称及び入札金額、並びに落札者以外の名称及び入札金額を公表します。

8 契約の締結

契約書は、「建物等解体条件付き公有財産売買契約書」になります。

落札者は、令和6年6月17日（月）午後5時までに契約を締結してください。

大分市上下水道局がお渡しした契約書類と契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書に記名押印し、契約書（2部のうち1部）には収入印紙を貼付し、市町村が発行した身分証明書（個人の場合）、完納証明書、印鑑登録証明書を提出してください。大分市上下水道局により押印のうえ、契約書を1部お返しします。

なお、買戻特約付きの契約となります。

9 契約保証金の取扱い

(1) 契約保証金額

契約保証金は、2,244,000円とします。

なお、入札保証金を大分市契約事務規則（昭和39年規則第12号）第6条第1項の規定により契約保証金の一部に充当します。

(2) 契約保証金の納付方法及び納期限

大分市上下水道局が発行する納入通知書兼領収書により大分市上下水道局指定金融機関の窓口で納付してください。

納付額は、契約保証金2,244,000円から入札保証金1,122,000円を控除した金額となります。

10 売買代金の支払方法と納期限

ア 土地売却価格から建物等解体撤去費用を差し引いた額を売買代金とします。

イ 土地売却価格が建物等解体撤去費用を上回る場合、買受人は令和6年7月16日（火）までに、売買代金を大分市上下水道局が発行する納入通知書兼領収書により納付してください。

なお、契約保証金を売買代金の一部として充当しますので、売買代金から契約保証金を差し引いた納入通知書兼領収書を発行します。

ウ 納期限までに納付がなかった場合、契約保証金は大分市上下水道局に帰属します。

エ 売買代金が契約保証金を超えない場合は、売買代金の納付はありません。

オ 売買代金と契約保証金を差し引き、差額が発生した場合、差額分の契約保証金は還付しますが、利子は付しません。

1 1 建物等解体撤去費用負担金の支払方法と支払時期

- ア 土地売却価格から建物等解体撤去費用を差し引き、差額で不足する建物等解体撤去費用は大分市上下水道局が負担金として買受人に支払います。
- イ 負担金の支払いは、大分市上下水道局が解体撤去完了と認めたとき、買受人の請求により支払うものとします。
- ウ 建物等解体撤去の完了については、大分市上下水道局と買受人両者立会いのもと現場確認を行います。
- エ 契約保証金は解体撤去完了後に還付しますが、利子は付しません。

1 2 売買物件の所有権移転及び費用負担

- (1) 契約締結後、所有権の移転があったものとし、直ちに物件を現状有姿のまま引き渡します。
- (2) 土地の所有権移転登記は、売買代金完納後又は解体撤去完了後、大分市上下水道局が囑託登記を行います。
なお、大分市上下水道局が保管する公有財産売買契約書に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税等、契約の締結に必要な費用は、買受人の負担となります。

1 3 売買物件の買戻し

- (1) 買受人が大分市上下水道局の指定する期日までに、建物等を解体撤去しなかった場合、大分市上下水道局は、買受人から売買物件を買い戻します。
- (2) 大分市上下水道局が売買物件を買い戻すときは、売買代金を買受人に返還します。この場合、返還額には利息を付しません。
- (3) 大分市上下水道局が売買物件を買い戻すとき、買受人には違約金が発生します。違約金は2, 244, 000円とし、返還額から差し引きます。
- (4) 土地売却価格が建物等解体撤去費用を上回る場合は、買戻特約を登記により設定するものとする。
- (5) 乙は、指定期日までに建物等を解体撤去した場合は、甲に対して当該買戻特約の登記の抹消を請求するものとし、甲は、その請求を受理した後、遅滞なく当該買戻特約の登記の抹消に係る囑託手続を採るものとする。
この場合において、当該買戻特約の登記の抹消に係る登録免許税は、乙の負担とする。

1 4 建物等解体撤去に関する条件及び制限等

(1) 関係法令の遵守

買受人の責任において関係法令（石綿障害予防規則や大気汚染防止法、都市計画法に基づく規制等）を確認し、関係機関と協議し遵守してください。

(2) 近隣対応

近隣住民や自治会等への配慮、説明対応等については買受人の責任において誠意をもって十分に行い、事業の前後に関わらず、紛争等が生じた場合は、買受人の責任と費用負担において対応し解決してください。

(3) 建物等の解体撤去

買受人には、以下のとおり売却用地内に存置された建物等について解体撤去を実施していただきます。

ア 対象となる建物等の範囲（図面等：別紙7）

地表以上に存在する建物等及び工作物、その他地中埋設物とします。また、建物等に付帯する設備及び建物以外の備品等も含みます。

イ 建物等の引渡し

【別紙2】のとおりですが、資料が現況と相違している場合は現況を優先し、現状有姿での引渡しとします。

ウ 解体撤去の期限及び費用

引渡し後、令和7年3月31日（月）までに買受人の責任において解体撤去を行うものとし、これに係る一切の費用は買受人の負担とします。

エ 報告及び完了確認

買受人が行う解体撤去の工事内容及び時期について、着工前に大分市上下水道局への報告を必要とし、解体撤去が完了したときは、大分市上下水道局へ完了報告書（アスベスト処理方法を含む。）を提出するとともに、両者が現場立会いのうえ、解体撤去の完了確認を行うものとしします。

(4) アスベスト含有調査

大分市上下水道局は、事前にアスベスト含有調査を実施しております。結果については【別紙8】でご確認ください。

(5) 境界表示

工事等の際に売却用地と隣接地との境界表示に損傷を与えた場合、買受人の費用負担において原形に復旧してください。

(6) 物件の利用又は管理

物件の利用にあたっては、次のことを遵守してください。

- ア 地元自治会及び近隣住民には丁寧な対応を心掛けること。
- イ 工事施工の際は、騒音、振動等を抑えるように配慮して作業を行うこと。
- ウ 工事施工の際の工事車両の通行にあたっては、道路管理者及び地元自治会等と協議し、十分な安全対策を講じるとともに、近隣住民に迷惑をかけることのないよう配慮すること。

(7) 実地調査

公有財産売買契約に定める指定期間について、実地の確認及び調査等を行うため、所要の報告若しくは資料の提出を求めることがあります。

(8) 関係機関との協議・手続き

事業計画の実施に向けた関係機関との協議・手続きは、買受人の責任において実施してください。

15 その他

この実施要領に定めのない事項については、大分市契約規則その他関係法令等に定めるところによるほか、大分市上下水道局と買受人が協議して定めるものとします。

16 図面等

| 別紙 | 資 料 名 |
|----|------------------|
| 1 | 案内図 |
| 2 | 配置図（土地・建物） |
| 3 | 道路境界・現況重ね図 |
| 4 | 地積測量図 |
| 5 | 公図 |
| 6 | 全部事項証明書 |
| 7 | 旧希望が丘ポンプ所用地工事設計図 |
| 8 | アスベスト含有調査結果報告書 |

| 参考 | 資 料 名 |
|----|----------------------|
| 1 | 売買代金・各保証金・違約金の取扱い（例） |

17 関係法令

地方自治法施行令（抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

大分市契約事務規則（抜粋）

（契約保証金）

第6条 契約担当者は、契約者から契約金額（インターネット市有財産売払い入札にあっては、予定価格）の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。この場合において、入札保証金を納めているときは、入札保証金の全部又は一部を契約保証金に充当することができる。

2 前項の規定による契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。この場合において、第1号及び第2号に掲げる担保にあっては額面金額、第3号及び第4号に掲げる担保にあっては時価の10分の8の額又は額面金額の10分の8の額のいずれか低い方の額とする。

- (1) 国債又は地方債
- (2) 銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手
- (3) 政府保証のある債券
- (4) 市長が確実と認める社債
- (5) 銀行又は市長が確実と認める金融機関の保証
- (6) 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)の保証
(昭63規則7・平9規則5・平20規則53・一部改正)

(入札保証金)

第24条 契約担当者は、一般競争入札に参加しようとする者に対し、見積金額の100分の5(インターネット市有財産売払い入札にあつては、予定価格の100分の10)以上の入札保証金を納めさせなければならない。

2 第6条第2項の規定は、入札保証金について準用する。

3 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が、保険会社との間に市を被保険者とする入札保険契約を締結したとき。
- (2) 一般競争入札に参加しようとする者が、令第167条の5に規定する資格を有し、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(昭41規則10・昭63規則7・平16規則49・平20規則53・一部改正)

(入札保証金の還付)

第24条の2 落札者が納付した入札保証金又は入札保証金の納付に代えて提供された担保は、第6条第1項後段の規定により契約保証金に充当する場合を除き、契約保証金の納付後(契約保証金の納付に代えて担保が提供される場合においては、当該担保の提供後)に還付する。

2 前項の規定にかかわらず第7条第4号及び第6号から第8号までの規定により契約保証金の全部又は一部を免除した場合には、契約の確定後に入札保証金を還付する。

(昭63規則7・追加、平10規則50・一部改正)

(無効入札)

第32条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札者としての資格のない者のした入札
- (2) 競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札
- (3) 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足ある者のした入札
- (4) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (5) 同一の入札について2以上の入札者の代理人となった者のした入札

- (6) 入札金額を訂正した入札
- (7) 入札金額、住所、氏名、押印その他の入札要件を認定しがたい入札
- (8) 電子入札にあつては、市長が指定する認証方法を用いない者のした入札
- (9) 電子入札にあつては、契約担当者の使用に係る電子計算機に到達した入札金額等の電磁的記録が書き換えられた入札
- (10) 前各号に定めるもののほか契約担当者において特に指定した事項に違反した入札

(昭54規則15・昭63規則7・平18規則84・平20規則53・一部改正)

大分市上下水道局契約事務規程

- 1 水道事業及び公共下水道事業における契約に関する事務の取扱いについては、大分市契約事務規則（昭和39年規則第12号）の例による。
(平17水管規程1・旧本則・一部改正、平30水管規程1・一部改正)
- 2 前項の規定にかかわらず、上下水道事業管理者は、特に必要があると認めるときは、契約に関する事務の取扱いについて別に定めることができる。
(平17水管規程1・追加、平30水管規程1・一部改正)